平成２９年（フ）第２１４号
兵庫県明石市魚住町錦が丘４丁目11番地の18
ル・シエル錦が丘202号
債務者　岩下　拓也
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大上　岳彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月20日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
島根県浜田市熱田町581番地１（３－345）
債務者　勘場　康経
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松永　直也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第７７号
福岡県宮若市上大隈691番地12
債務者　小川　伸一
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横手　陽平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２１３号
奈良県香芝市関屋1009番地　ラ・シェーヌ408号
債務者　結城加奈江
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２１４号
奈良県香芝市関屋1009番地　ラ・シェーヌ408号
債務者　結城　朱理
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２３６号
奈良県御所市1245番地
債務者　王子　文月
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２４２号
奈良県香芝市瓦口2112番地　クレセントビラ香芝704号
債務者　中島　綾子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２４３号
奈良県御所市大字三室634番地の17、前住所
奈良県御所市大字三室666番地の29
債務者　杉本　惠子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２４６号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧4244番地
債務者　赤木　武男
法定代理人成年後見人　板野　陽一
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２５０号
奈良県磯城郡田原本町大字三笠205番地の５
サニーサイド三笠Ｃ102号室
債務者　髙岡沙恵子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
島根県益田市須子町14番31号
債務者　寺戸　美穂
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第４９号
鹿児島県奄美市名瀬大字小宿401番地２
債務者　川畑　真優
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第５５号
千葉県松戸市古ヶ崎２丁目3240－２プリメアール106号（住民票上の住所　宮城県刈田郡蔵王町大字平沢字新並20番地５）
債務者　村上　健作
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第１２４８号
千葉県船橋市飯山満町３丁目110番地34
債務者　石川　綾一
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３０４号
千葉県浦安市富士見３丁目20番３号　リバーハイツ（201）
債務者　滝田　　蓮
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３３７号
千葉県船橋市高根台３丁目２番185棟202号
債務者　福田　桂子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３３８号
千葉市花見川区花見川２番36棟201号
債務者　山田　勇人
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係